

令和8年度版

旭川市立愛宕東小学校

# 学校いじめ防止基本方針



令和8年4月  
(令和8年4月改定)

## 【目次】

はじめに

第1章	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・	1
2	市立学校の責務等・・・	2
3	いじめの定義等・・・	3
第2章	学校が実施するいじめの防止等の取組・・・	6
1	本校のいじめの実態及び目標（指標）・・・	6
2	児童が主体となった取組の推進・・・	7
3	学校いじめ対策組織の設置・・・	7
4	いじめ防止の取組・・・	9
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知・・・	9
6	いじめへの対応・・・	10
7	いじめの解消・・・	11
8	いじめの重大事態への対応・・・	11
9	いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携・・・	14
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携・・・	14
11	学校いじめ防止プログラム・・・	15
12	早期発見・事案対処マニュアル・・・	17
13	いじめ等に関する相談対応フロー・・・	18
14	いじめ発見・見守りチェックシート・・・	19
15	主な相談窓口・・・	20

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

本校では、これまでもいじめはどんなことがあっても許されない行為であることを全校で共通認識に立ち、いじめられる子どもを守り、いじめをしている子にはその行為が許されることでないこと、周りで見ている子にもいじめを見ぬふりをしていることもいじめだということを毅然と指導するとともに、いじめはどの子どもにも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」及び、「北海道いじめ防止基本方針（以下「道基本方針」という。）」、さらには、令和5年6月に制定された「旭川市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）」とそれを受けて改訂された「旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という）及びいじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめの防止対策「旭川モデル」等を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を抜本的に改めるとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 市立学校の責務等

旭川市では、条例により、市立学校の責務を次のとおり定めています。市立学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

### 第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定を踏まえ、「いじめ対策組織」を中心に学校全体でいじめの防止等に取り組むとともに、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、「いじめ対策組織」において迅速かつ適切に対処する責務を果たします。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

### 第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

### 第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

### 第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、条例第6条～8条の規定を踏まえ、保護者や児童、地域の方々に学校の「いじめ防止」の取組を情報発信するとともに、広く情報提供を求める取組を行うことによって連携しながら「いじめの防止」に取り組んでいきます。

### 3 いじめの定義等

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為<sup>\*1</sup>として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協議会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

\*1いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。 など

### （3） いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 児童一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

## 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情及び令和8年度の目標（指標）

令和7年度における本校のいじめの認知件数は381件でした。令和8年3月末現在、いじめの解消の目安となる3か月を経過した事案299件中、解消した事案は299件であり、解消率は100%でした。また、残りの82件については、解消に向けて経過観察中であり、3か月を経過した時点で解消の判断を行っていきます。

認知した事案の態様の多くは、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」でした。また、同アンケートには、全児童が「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」に回答していました。一方、約48%の児童が、仲間外れやいたずら、言い方がきついなどで「嫌な思いをしたことがある」と回答しています。また、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」に回答した児童は、6%いました。

こうした状況を踏まえ、本年度においても、校内研修等を通じて「学校いじめ防止基本方針」の教職員における共通理解を深めるとともに、年度初期の人間関係形成支援の充実、セルフコントロールや対話スキル、折り合いをつける力の育成、情報モラル教育の強化に重点的に取り組む必要があります。特にSNS等の利用によるトラブルの事案が見られることから、児童への指導の充実を図るとともに、保護者に対しても、家庭におけるSNS等の利用の在り方について継続的な啓発を行います。

そして、いじめの積極的認知・早期発見に努めることができるよう、「『疑い』が生じた段階での調査」「保護者との個人面談」「いじめの把握のためのアンケート」「教育相談」等が年間を通じて切れ目なく実施されるよう計画・実施します。

これらの取組を通して以下の目標で取組を進め、検証・改善を継続していきます。

○人との関りを大切にし、互いに認め合い、尊重し合いながら生活します。

- ・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と全児童100%。
- ・「嫌な思いをしたことがある」と回答する児童の割合の減少。
- ・「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する児童を「0」に。

## 2 児童が主体となった取組の推進

本校では、児童が主体となったいじめ防止の取組として、「異学年交流」「特別活動」を大切にしながら行っています。特に、「下級生への思いやり」や「協働すること」を大事に取り組んできました。

### (1) 児童会活動

- 朝のあいさつ運動
- 委員会が企画する異学年交流
- 東っ子フェスティバル（児童が主体となった異学年交流）

### (2) 「絆づくりメッセージコンクール」への全校での取組（2学期初め）

## 3 学校いじめ対策組織の設置

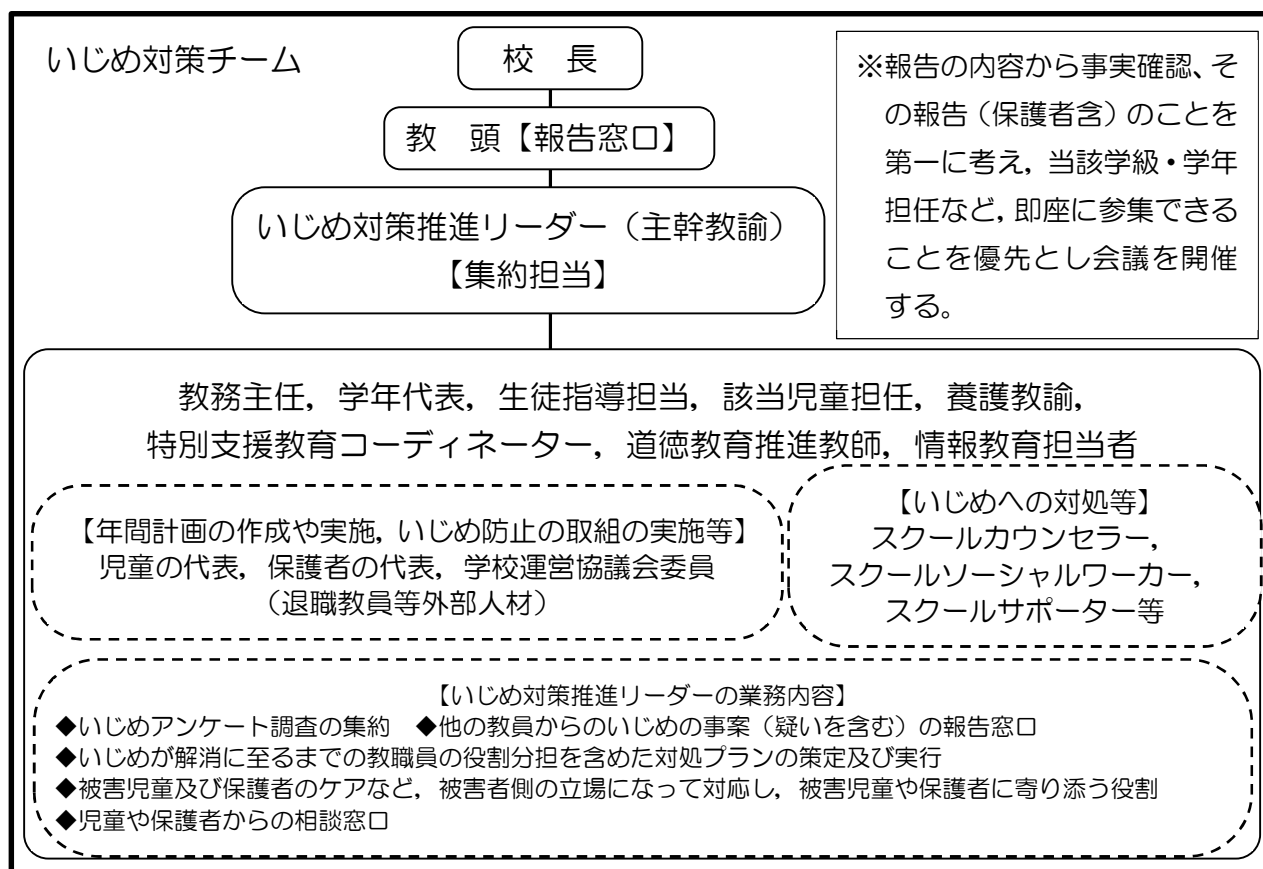
「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、（可能な限り）心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成します。また、事案の対処に当たっては、関係の深い職員を追加するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

## (1) 学校いじめ対策組織の構成

本校の学校いじめ対策組織の構成は以下の図のとおりとする。



## (2) 学校いじめ対策組織の役割

### ①未然防止

ア) いじめが起きにくい, いじめを許さない環境づくり

### ②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための, いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録, 共有

ウ) 月1回以上の学校いじめ対策組織会議の開催や, いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有, 及び関係児童に対するアンケート調査, 聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

### ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成, 実行, 検証, 修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施として, いじめ対策コーディネーターによる「いじめのケアのあり方」についての研修を行う。

## 4 いじめ防止の取組

### (1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- ②道徳の時間や特別活動などでもいじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。また，中学校と連携し，「人権教育プログラム」から課題を見出したりします。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感ずることができ，機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- (1) 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」(※P16 参照)の活用，教育相談の実施，ストレスチェックの実施などにより，ささいな兆候であっても組織で共有し，いじめを軽視することなく積極的に認知し，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口(※P17 参照)，5年生以上は端末を活用したいじめ相談について周知するとともに，退職教員等外部人材を効果的に活用(児童理解を深める観察・相談等)し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

## 6 いじめへの対応

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」(※P16参照)の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携することを徹底し、適切な援助を求めます。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

### (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### (5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理に徹底に努めます。

## (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ①学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

## 7 いじめの解消

### (1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
  - ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ※ 児童の中学校進学時における引継ぎを確実にを行う。

## 8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談します。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。

イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、「重大事態様様フロー図」に基づいて対応する。

ウ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

エ 学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

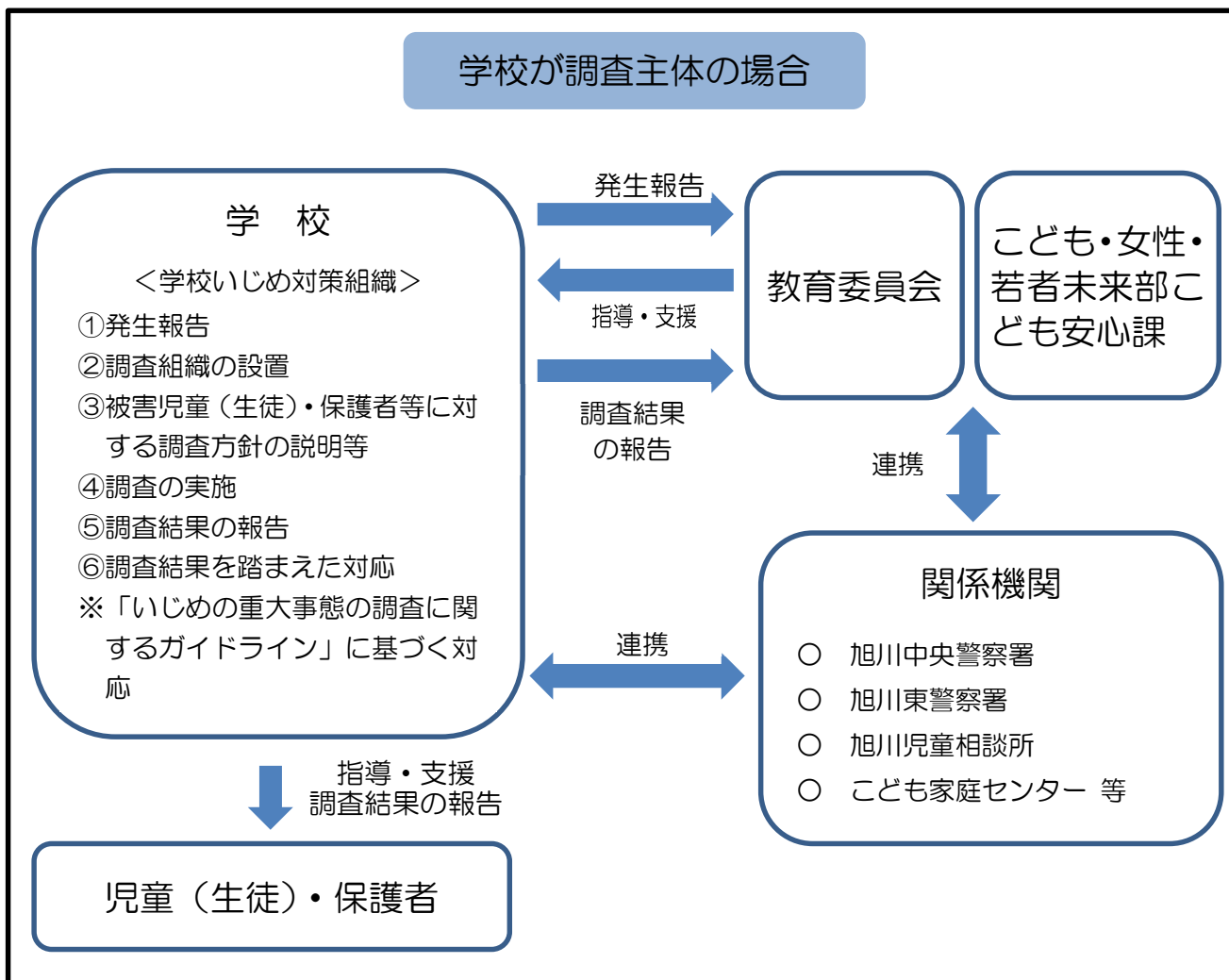
### (2) 学校による調査

ア 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

イ 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事

態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

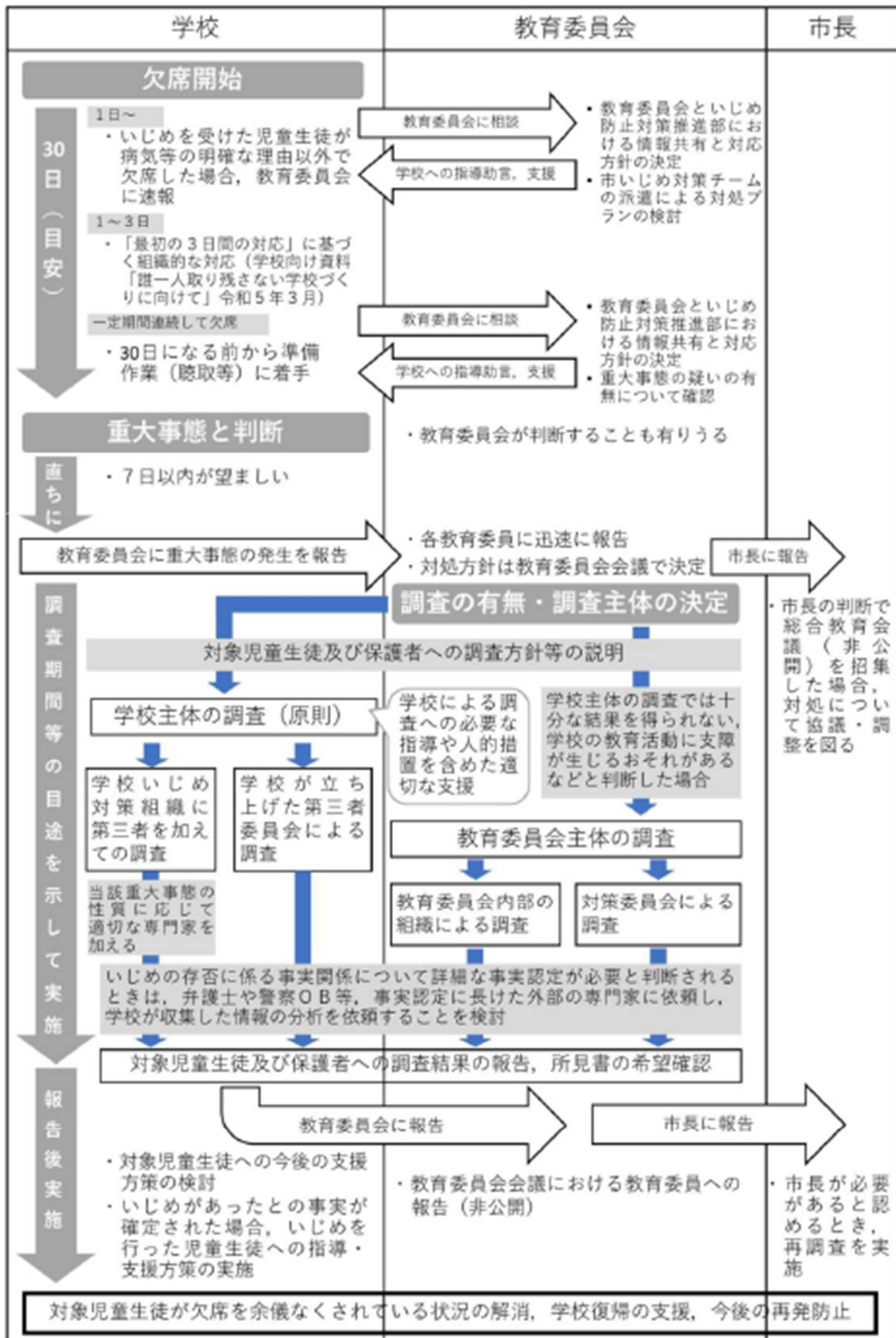
ウ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。



### (3) 調査結果の提供及び報告

ア 調査の進捗状況及び調査結果は、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

(4) 不登校重大事態に係る対応フロー



## 9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

- (1) 関係機関や保護者，地域等と連携をして，いじめ防止等に関する取り組みを実施します。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，学校運営協議会委員やPTA役員，保護者や児童の参画を得ながら進めるように努めます。
- (3) いじめへの対処に当たっては，学校いじめ対策組織に，実態や経緯などを考慮し必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加えて対応します。

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめは，ここ数年での課題として大きくなってきています。特に相手と直接触れ合っていない中でのコミュニケーションに課題があります。対策として，ネットトラブルの危険性と予防法などを内容にした教育活動と地域での講習等の斡旋を行っています。保護者にも学校での学習の参観・参加，地域での講習会への斡旋を行い，協力をお願いしているところです。

### (1) インターネットを通じて行われるいじめの防止と対処

- 定期的なネットパトロールの実施
- SNS の適切な利用に係る学習（2・4・6年）
- 警察と連携した SNS 等のトラブルに係わる非行防止教室（5年生）
- 情報モラル教育等に係る学習（1～6年 年2回）
- 「絆づくりメッセージコンクール」への全校での取組
- 地域での SNS 等の安全教室の紹介と参加の斡旋

### 11 学校いじめ防止プログラム

### 12 早期発見・事案対処マニュアル

### 13 いじめに関する相談対応フロー

### 14 いじめ発見・見守りチェックシート

### 15 主な相談窓口

# 11 旭川市立愛宕東小学校いじめ防止プログラム

□ は、未然防止の取組

□□□□□ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月(強化月間)	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>・学校ホームページ等での公開</li> <li>・児童(生徒)、保護者への説明内容の検討</li> <li>・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認、共通理解</li> </ul>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営</li> <li>・いじめ撲滅集会の計画及び運営</li> <li>・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討</li> </ul>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営</li> <li>・アンケートの集計、分析</li> <li>・学校評価【前期】における点検項目についての検討(スクールカウンセラー派遣)</li> </ul>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほっと、各種調査の実施方法の確認</li> <li>・1学期の取組の点検・評価</li> <li>・2学期の重点の検討</li> </ul>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営</li> <li>・ほっと、各種調査の結果の分析</li> </ul>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流</li> <li>・前期の取組についての点検・評価</li> <li>・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討</li> </ul>
	<p>○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p> <p>○見守り活動の推進(通年)</p> <p>○チェックリストの活用(通年)</p> <p>○学校ネットパトロール(毎月実施)</p>	<p>○校内研修(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童(生徒)理解研修①</li> <li>・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方</li> </ul> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○校内研修(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の在り方</li> </ul> <p>○校下小中学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3校による情報交流等(教頭)</li> </ul> <p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査①</p> <p>○教育相談①</p>	<p>○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p> <p>いじめ対策コーディネーターによる「いじめのケアのあり方」の研修</p> <p>○市教委いじめに関する実態調査①</p>	<p>○校内研修(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童(生徒)アンケートや各種調査結果の活用</li> </ul> <p>○「旭川市小中連携・一貫教育推進研修会」への参加</p>	<p>○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加</p> <p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査②</p>
	<p>○学校いじめ防止基本方針の説明</p> <p>○学習及び生活の基礎づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習規律、学習習慣</li> <li>・基本的な生活習慣 等</li> </ul> <p>○いじめ相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内の窓口</li> <li>・子ども総合相談センター 等</li> </ul>	<p>○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)</p> <p>○全校集会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ撲滅宣言 等</li> </ul> <p>○情報モラル教育等に係る学習</p>	<p>○ストレスチェック①</p> <p>○児童アンケート調査①</p> <p>○各種調査の実施 ・ほっと</p> <p>○いじめ・非行防止強調月間①</p>	<p>○道教委いじめアンケート調査①</p> <p>○人権教育に係る学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「CAPあさひかわによる人権教育」</li> </ul>	<p>○「絆づくりメッセージコンクール」への取組</p>	<p>○いじめ防止対策に関する学習(学級活動・道徳の時間)</p> <p>○人権教育に係る学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生命(いのち)の安全教育」の授業(1・3年)</li> <li>・「SNSの適切な利用に係る学習」</li> </ul>
家庭・地域	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の説明</li> <li>・インターネット上のいじめの防止に関する啓発</li> </ul> <p>○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開</p> <p>○いじめに関わる情報収集(通年)</p> <p>○SNS研修会への保護者の参加呼びかけ・SNS研修会の実施</p>		<p>○個人面談の実施</p>	<p>○1学期の取組の状況等についての公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、参観日 等</li> </ul> <p>○愛宕地区児童生徒健全育成推進委員会①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の報告と交流</li> </ul> <p>○学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針等の説明</li> </ul>	<p>○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ</p>	

	10月(強化月間)	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 (スクールカウンセラー派遣)</p> <p>○校内研修(4) ・児童(生徒)理解研修② ・「生命(いのち)の安全教育」の授業等の実施について</p> <p>○校下小中学校との連携 ・授業参観 等</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討</p> <p>○児童(生徒)に関する学校間の情報交流(授業参観等)</p> <p>○道教委いじめ問題への取組状況の調査③</p> <p>○教育相談②</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討</p> <p>○学校評価 ・いじめの防止等に関する取組にいての点検</p> <p>○市教委いじめに関する実態調査②</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 (スクールカウンセラー派遣)</p> <p>○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応</p> <p>○校下小中学校との連携 ・教務・生徒指導・主幹・教頭による情報交流等</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成</p> <p>○市教委いじめに関する実態調査③</p>
児童	<p>○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等</p>	<p>○ストレスチェック② ○児童アンケート調査</p> <p>○人権教育に係る学習 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業(5年) ・「SNSの適切な利用に係る学</p> <p>○各種調査の実施 ・ほっと〜集計・分析(全校)</p>	<p>○道教委いじめアンケート調査</p> <p>○情報モラル教育等に係る学習</p>	<p>○ストレスチェック③ ○児童アンケート調査</p>		
家庭・地域		<p>○個人面談の実施</p> <p>○学校運営協議会 ・2学期の取組についての説明</p>	<p>○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p> <p>○愛宕地区児童生徒健全育成推進委員会② ・取組の報告と交流</p>		<p>○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議</p> <p>○学校関係者評価の実施</p>	<p>○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>

## 12 早期発見・事案対処マニュアル

### 【いじめの把握・報告】

#### <いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 周囲の児童や保護者
- 学級担任
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- 児童アンケート調査や教育相談
- 定期的なストレスチェック
- スクールカウンセラー（SC）
- 学校以外の関係機関や地域住民
- その他

#### <いじめの報告>

- 把握者⇒（学級担任等）⇒主幹・教頭 ⇒校長  
⇒生徒指導部長

- ・校内にいて「いつでも」報告でき、即座に、継続して対応できる環境を整備する。
- ・報告情報の一本化

※報告の内容から事実確認をし、その報告（保護者含）のことを第一に考え、当該学級・学年担任など、即座に参集できることを優先とし会議を開催する。

月1回以上開催

### いじめ対策組織会議の開催

### 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

### 【教育委員会への報告】

### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童や保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請（学期1回の学校いじめ対策組織会議への参加を含む）
- 周囲の児童への指導
- 関係諸機関への相談（教育委員会、旭川市こども家庭センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す</li> <li><input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。</li> <li><input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことの無いよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめを無くすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li> <li><input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>

○いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（解消の要件についてはP7参照）

### 【再発防止に向けた取組】

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○原因の詳細な分析                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認</li> <li><input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用</li> </ul> </li> <li>○学校体制の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善</li> <li><input type="checkbox"/> 教育相談体制の教科</li> <li><input type="checkbox"/> 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育内容及び指導方法の改善・充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど学年・学級経営の充実</li> <li><input type="checkbox"/> 道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし延滞指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭、地域との連携強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開</li> <li><input type="checkbox"/> 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価</li> <li><input type="checkbox"/> 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|---|

# 13 いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を  
相談者に適宜報告

**いじめ・不登校相談窓口**  
(こども・女性・若者未来部こども安心課)

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

**旭川市いじめ対策会議**  
(こども・女性・若者未来部こども安心課 教育委員会)

- 学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討  
(警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応)

- 学校の対応状況の確認と支援や指導助言
  - ・相談者への対応状況
  - ・いじめ対策組織会議の開催状況
  - ・いじめ認知の判断
  - ・いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
  - ・再発防止に向けた取組の実施状況

- 相談者の了承を得られた場合、関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

**関係機関及び団体**

- 相談の受理と相談者への助言
- こども・女性・若者未来部こども安心課、教育委員会・学校との連携の検討

- いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
- 相談者の了承を得て、いじめ防止対策推進部や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

**学 校**

**【相談の受理と情報共有】**

- 相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→(学級担任等)→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

**【いじめ対策組織会議の開催】**

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成、役割分担等

**【いじめ対策組織による対処】**

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や、周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談(警察、こども家庭センター、旭川児童相談所等)
- いじめの解消の判断

**【再発防止に向けた取組】**

- ※「早期発見・事案対処マニュアル」に掲載

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

# 14 いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

## 授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

## 清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕

## 15 主な相談窓口

### ◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

### ◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

### ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）  
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

### ◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511  
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

### ◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566  
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

### ◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

### ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56  
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）  
＜受付時間＞ 毎日24時間  
＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

### ◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Webサイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



### ◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343  
＜受付時間＞ 毎日24時間

### ◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891  
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）  
＜メール相談＞ [sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp](mailto:sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp)

### ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立愛宕東小学校 電話 0166-32-2311